

令和 6 年 度

石川県珠洲市補正予算書

令和 7 年 3 月

令和6年度珠洲市補正予算一覧表

(単位：千円)

会 計 名		補 正 前 の 額	補 正 額	計
一 般 会 計		92,934,809	11,030,568	103,965,377
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	2,177,968	△ 4,241	2,173,727
	介 護 保 険	3,403,283	—	3,403,283
	後 期 高 齢 者 医 療	294,350	—	294,350
	賃 貸 住 宅 事 業	43,970	—	43,970
	小 計	5,919,571	△ 4,241	5,915,330
企 業 会 計	病 院 事 業	4,790,289	△ 44,189	4,746,100
	水 道 事 業	4,682,867	△ 17,244	4,665,623
	下 水 道 事 業	4,589,587	250,908	4,840,495
	小 計	14,062,743	189,475	14,252,218
合 計		112,917,123	11,215,802	124,132,925

一 般 会 計

令和 6 年度珠洲市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度珠洲市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,030,568 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103,965,377 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		3,600	49,416	53,016
	1 地方特例交付金	3,000	49,416	52,416
12 分担金及び負担金		10,496	44	10,540
	2 負担金	10,140	44	10,184
13 使用料及び手数料		90,443	△694	89,749
	1 使用料	53,479	△694	52,785
14 国庫支出金		32,844,368	6,158,619	39,002,987
	1 国庫負担金	5,762,286	1,779,908	7,542,194
	2 国庫補助金	27,079,261	4,378,711	31,457,972
15 県支出金		11,857,595	△2,111,306	9,746,289
	1 県負担金	3,496,867	△553,881	2,942,986
	2 県補助金	8,305,284	△1,543,124	6,762,160
	3 委託金	55,444	△14,301	41,143
17 寄附金		386,971	866,594	1,253,565
	1 寄附金	386,971	866,594	1,253,565
18 繰入金		5,024,083	△1,282,979	3,741,104
	1 基金繰入金	5,019,843	△1,278,739	3,741,104
	2 特別会計繰入金	4,240	△4,240	0
20 諸収入		484,888	376,474	861,362
	4 雑入	478,412	376,474	854,886

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 市債		33,425,900	6,974,400	40,400,300
	1 市債	33,425,900	6,974,400	40,400,300
歳 入 合 計		92,934,809	11,030,568	103,965,377

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,850,207	111,475	4,961,682
	1 総務管理費	4,431,322	115,094	4,546,416
	2 徴税費	240,493	7,000	247,493
	3 戸籍住民基本台帳費	104,204	2	104,206
	4 選挙費	33,380	△5,114	28,266
	5 統計調査費	13,236	△5,507	7,729
3 民生費		7,264,386	709,868	7,974,254
	1 社会福祉費	1,936,170	△409	1,935,761
	2 児童福祉費	596,213	11	596,224
	3 生活保護費	182,042	706	182,748
	5 災害救助費	4,545,335	709,560	5,254,895
4 衛生費		53,427,079	7,212,096	60,639,175
	1 保健衛生費	348,411	△3,749	344,662
	2 清掃費	1,375,371	17,733	1,393,104
	3 水道費	762,114	△1,713	760,401
	4 病院費	966,587	△270	966,317
	5 災害ごみ処理費	49,974,596	7,200,095	57,174,691
6 農林水産業費		2,727,401	△435,365	2,292,036
	1 農業費	2,401,900	△346,303	2,055,597
	3 水産業費	221,147	△90,000	131,147
	4 漁港費	6,214	938	7,152

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		1,771,447	△783,759	987,688
	1 商工費	1,771,447	△783,759	987,688
8 土木費		3,276,627	22,956	3,299,583
	1 土木管理費	87,239	9,075	96,314
	2 道路橋りょう費	270,875	3,391	274,266
	6 住宅費	258,326	—	258,326
	7 急傾斜地対策費	10,000	10,490	20,490
9 消防費		647,534	66,033	713,567
	1 消防費	647,534	66,033	713,567
10 教育費		1,179,985	363,968	1,543,953
	1 教育総務費	153,403	1,696	155,099
	2 小学校費	196,381	112,383	308,764
	3 中学校費	181,640	249,620	431,260
	4 社会教育費	177,909	269	178,178
11 災害復旧費		15,927,587	3,757,596	19,685,183
	1 公共土木施設災害復旧費	5,855,000	4,500,000	10,355,000
	2 農林水産施設災害復旧費	6,004,500	△1,343,472	4,661,028
	3 教育施設災害復旧費	2,691,795	255,577	2,947,372
	4 その他施設災害復旧費	1,376,292	345,491	1,721,783

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		1,493,719	5,700	1,499,419
	1 公債費	1,493,719	5,700	1,499,419
歳 出 合 計		92,934,809	11,030,568	103,965,377

第2表 繰越明許費

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム管理費（振り仮名通知書作成業務委託）	2,794
		住民基本台帳ネットワーク管理費（住民基本台帳ネットワーク機器更改業務委託）	13,503
3 民生費	1 社会福祉費	珠州市生活応援商品券配布事業費	12,411
		物価高騰対応低所得者支援給付金事業費	7,520
	5 災害救助費	住宅応急修理事業費（奥能登豪雨）	20,000
		住宅応急修理事業費（能登半島地震）	200,000
		珠州市住まい再建支援金交付事業費	100,000
		珠州市住まい修繕支援金交付事業費	40,000
		被災者生活再建支援給付金事業費（能登半島地震）	120,000
4 衛生費	2 清掃費	個人設置型浄化槽復旧事業費	674,345
	5 災害ごみ処理費	災害ごみ処理事業費（奥能登豪雨）	2,000,000
		全壊家屋等解体撤去事業費（能登半島地震）	1,100,000
		全壊家屋等解体撤去事業費（奥能登豪雨）	200,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業機械再取得等支援事業補助金	1,343,576
		県営ほ場整備事業費負担金（宇治森腰地区、栗津川地区）	8,858
		県営ため池等整備事業費負担金	9,908

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	2 林業費	被災木材加工流通施設等復旧対策事業費	10,000
		森林経営管理事業費	14,872
	3 水産業費	珠洲市沿岸漁業活性化構造改善事業費	10,000
		漁船等災害復旧支援事業費	100,000
7 商工費	1 商工費	珠洲市営業再開支援事業費	43,604
		能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業	30,000
		観光施設維持管理費	369
8 土木費	6 住宅費	住宅・建築物耐震改修促進事業費	7,500
		被災宅地等復旧支援事業費	100,000
9 消防費	1 消防費	地域防災衛生環境整備事業費	56,000
		一般経費（災害対策費）	10,000
10 教育費	1 教育総務費	学校用音楽備品購入費	1,696
	2 小学校費	学校施設修繕費（小学校）	112,383
		遊具購入費（みさき小雲梯）	1,694
	3 中学校費	学校施設修繕費（中学校）	258,620
	5 保健体育費	体育施設維持管理費 （市営野球場大規模改修事業）	158,656
11 災害復旧費	1 公共土木施設 災害復旧費	令和6年災害復旧事業費 （公共土木施設）	6,325,000
		堆積土砂排除事業費 （奥能登豪雨）	1,200,000
	2 農林水産施設 災害復旧費	令和6年災害復旧事業費 （農地・農業用施設）	1,120,000
		令和6年災害復旧事業費 （漁港施設）	974,867
		令和6年災害復旧事業費 （治山施設）	9,100

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	3 教育施設 災害復旧費	令和6年災害復旧事業費 (学校施設)	1,782,009
		応急仮設グラウンド整備事業費	259,947
		令和6年災害復旧事業費 (社会教育施設)	345,900
		令和6年災害復旧事業費 (体育施設)	260,474
	4 その他施設 災害復旧費	令和6年災害復旧事業費 (斎場施設)	82,979
		令和6年災害復旧事業費 (廃棄物処理施設)	53,959
		令和6年災害復旧事業費 (産業振興施設)	411,083
		令和6年災害復旧事業費 (その他公園)	304,000
		令和6年災害復旧事業費 (住宅施設)	50,000
		令和6年災害復旧事業費 (消防施設)	29,226
		令和6年災害復旧事業費 (福祉施設)	228,155
		令和6年災害復旧事業費 (観光施設)	10,461

第3表 地方債補正

1追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域防災衛生環境整備事業費	28,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
学校施設修繕費（小学校）	71,600			
学校施設修繕費（中学校）	174,500			
令和6年災害復旧事業費（治山施設）	2,800			
令和6年災害復旧事業費（その他公園）	67,200			

2変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害対策債	25,551,900	省略	省略	省略	29,151,400	省略	省略	省略
観光施設指定管理委託事業費（過疎債ソフト分）	14,200				20,000			
令和6年災害復旧事業費（公共土木施設）	895,100				3,511,000			
堆積土砂排除事業費（奥能登豪雨）	400,000				600,000			
令和6年災害復旧事業費（農地・農業用施設）	419,000				229,100			
令和6年災害復旧事業費（林道）	229,600				174,700			
令和6年災害復旧事業費（漁港施設）	333,300				345,700			
令和6年災害復旧事業費（総務施設）	104,300				175,300			
令和6年災害復旧事業費（保健衛生施設）	49,800				78,900			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
令和6年災害復旧事業費 (産業振興施設)	473,200	省略			480,200	省略		
令和6年災害復旧事業費 (学校施設)	626,200				649,300			
応急仮設グラウンド整備事業費	42,000				112,700			
令和6年災害復旧事業費 (上水道施設)	580,500				632,400			
歳入欠かん債	111,300				300,000			

国民健康保険特別会計

令和 6 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度珠洲市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 241 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 173, 727 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		251,487	△78,616	172,871
	1 繰入金	251,487	△78,616	172,871
8 国庫支出金		274	74,375	74,649
	1 国庫補助金	274	74,375	74,649
歳入合計		2,177,968	△4,241	2,173,727

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,981	—	49,981
	1 総務管理費	30,620	—	30,620
7 諸支出金		79,805	△4,241	75,564
	2 繰出金	14,393	△4,241	10,152
歳出合計		2,177,968	△4,241	2,173,727

病 院 事 業 会 計

令和 6 年度珠洲市病院事業会計補正予算（第 5 号）

（総 則）
第 1 条 令和 6 年度珠洲市病院事業会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）
第 2 条 令和 6 年度珠洲市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	3, 1 4 1, 1 8 2 千円	1 8, 5 6 5 千円	3, 1 5 9, 7 4 7 千円
第 1 項 医 業 収 益	2, 1 9 7, 4 6 7 千円	1, 8 0 0 千円	2, 1 9 9, 2 6 7 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	8 1 1, 3 8 9 千円	1 6, 7 6 5 千円	8 2 8, 1 5 4 千円
支 出			
第 1 款 病 院 事 業 費 用	3, 8 3 7, 5 5 4 千円	1 1 5, 5 5 5 千円	3, 9 5 3, 1 0 9 千円
第 1 項 医 業 費 用	3, 5 8 7, 6 3 3 千円	1 1 5, 5 5 5 千円	3, 7 0 3, 1 8 8 千円

（資本的収入及び支出）
第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「7 0, 3 5 0 千円」を「5 1, 5 6 2 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 病院事業資本的収入	8 7 9, 2 7 6 千円	△ 1 4 0, 9 5 6 千円	7 3 8, 3 2 0 千円
第 1 項 企 業 債	5 2 2, 3 0 0 千円	△ 2 2 0, 9 0 0 千円	3 0 1, 4 0 0 千円
第 4 項 県 支 出 金	0 千円	7 9, 9 4 4 千円	7 9, 9 4 4 千円
支 出			
第 1 款 病院事業資本的支出	9 4 9, 6 2 6 千円	△ 1 5 9, 7 4 4 千円	7 8 9, 8 8 2 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	4 0 7, 7 9 5 千円	△ 1 5 9, 7 4 4 千円	2 4 8, 0 5 1 千円

（企業債）
第 4 条 予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

起 債 的 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
医 療 器 械 業 整 備 事 業	1 2 8, 3 0 0	省 略			8 8, 2 0 0	省 略		
院 内 設 備 業 更 新 事 業	2 5 7, 9 0 0				8 7, 3 0 0			
歯科電子カルテ 導 入 事 業	2 0, 5 7 0				1 0, 3 0 0			

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条中「298,528千円」を「298,751千円」に改める。

令和7年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

水 道 事 業 会 計

令和6年度珠洲市水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和6年度珠洲市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度珠洲市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）		（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款 上水道事業収益	408,912千円	△	45,964千円	362,948千円
第1項 上水道営業収益	221,597千円	△	41,643千円	179,954千円
第2項 上水道営業外収益	187,315千円	△	4,321千円	182,994千円
支 出				
第1款 上水道事業費用	627,884千円	△	13,663千円	614,221千円
第1項 上水道営業費用	587,751千円	△	13,798千円	573,953千円
第2項 上水道営業外費用	40,133千円		135千円	40,268千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「532,651千円」を「519,728千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）		（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款 上水道事業資本的収入	3,522,332千円		9,342千円	3,531,674千円
第2項 他会計負担金	9,432千円	△	1,860千円	7,572千円
第3項 工事負担金	6,900千円		11,202千円	18,102千円
支 出				
第1款 上水道事業資本的支出	4,054,983千円	△	3,581千円	4,051,402千円
第1項 上水道建設改良費	3,848,824千円	△	3,581千円	3,845,243千円

令和7年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

下 水 道 事 業 会 計

令和6年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第6号）

（総 則）

第1条 令和6年度珠洲市下水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度珠洲市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	811,746 千円	55,147 千円	866,893 千円
第1項 営業収益	131,520 千円	7,248 千円	138,768 千円
第2項 営業外収益	680,226 千円	47,899 千円	728,125 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	813,030 千円	48,988 千円	862,018 千円
第1項 営業費用	749,963 千円	48,906 千円	798,869 千円
第2項 営業外費用	63,067 千円	82 千円	63,149 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額241,846千円」を「不足する額241,923千円」に、「当年度分損益勘定留保資金207,580千円」を「当年度分損益勘定留保資金207,657千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	3,534,711 千円	201,843 千円	3,736,554 千円
第3項 国庫補助金	775,948 千円	199,000 千円	974,948 千円
第4項 負担金等	47,481 千円	2,843 千円	50,324 千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,776,557 千円	201,920 千円	3,978,477 千円
第1項 建設改良費	3,238,701 千円	201,920 千円	3,440,621 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	30,589 千円	543 千円	31,132 千円

令和7年3月4日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕